

# 農林水産部の施策展開について

## 1 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の策定（H20年3月）

### 島根の農林水産業・農山漁村の役割

- 県民への食料や木材の安定的な供給
- 生活・就業の場の提供 — 農林水産業への就業による所得の確保 —
- 県土・環境の保全や美しい景観の形成、農山漁村の伝統文化の伝承
- 豊かな心を育む教育の場、癒しの空間の提供
- 地域経済を支える基幹産業



### 島根の農林水産業・農山漁村を巡る時代の潮流

- グローバル化
- 安全・安心志向 など

新たな「食料・農業・農村基本計画」  
(H22年3月・農林水産省)

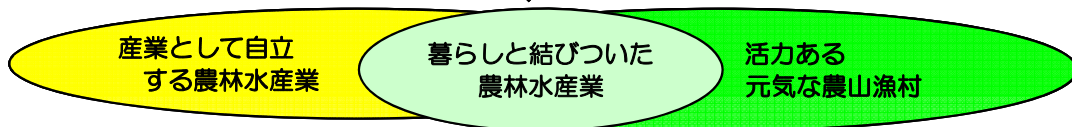
- ① 戸別所得補償制度の創設
- ② 食の安全と消費者の信頼の確保
- ③ 農業・農村の6次産業化の推進

↓  
食料自給率目標50% (2020年)

### 島根の農林水産業・農山漁村の現状と課題

- 耕作放棄地の増加
- 高齢化・担い手不足
- 農業所得の減少 など

## 2 目指すべき将来像



## 3 基本目標

### 持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村の実現！

#### 【施策の基本方向】

- I 県民の「安心」と「誇り」の実現
- II 消費者に買ってもらえる商品づくり
- III 地域の実情にあった担い手づくり
- IV 魅力ある農山漁村づくり
- V 環境保全と多面的機能の維持増進

#### 【施策点検の対象施策及び主要な事業】

##### ■ 農業の担い手育成・確保

- 地域貢献型集落営農確保・育成事業 [H20~22年]
- UIターン就農者定住定着支援事業
- 新規就業者確保対策
- 企業参入促進事業
- 経営発展型担い手確保育成支援事業 など

##### ■ 有機農業の振興による島根農業の活性化

- 有機農業担い手育成事業
- 島根県有機農業総合振興対策事業
- 有機農業等取組拡大支援事業
- 未来へつなげる島根の「環境農業」推進事業 など

##### ■ 農林水産物の販路拡大

- 島根ならではのこだわり産品販路拡大事業
- しまねの農畜産物まるごと企画提案事業
- 安全で美味しい島根の農林水産物・認証事業 など

# 農業の担い手育成・確保

## ～集落営農による農業・農村の活性化～

島根県農林水産部

### 1 施策の背景

○農業従事者の減少や高齢化が進み、担い手不足が懸念されるなか、本県農業が持続的に発展していくためには、担い手の育成・確保と経営体質強化が課題。

○本県農業の担い手として、認定農業者、集落営農組織、農業参入企業、新規就農者を、産業として自立する経営体として育成。

年度	H17	H18	H19	H20	H21
認定農業者の推移(経営体数)	1,113	1,195	1,248	1,301	1,293
集落営農組織数の推移(組織数)	509	547	555	569	580
農外企業の参入実績(法人数)	40	54	64	69	78
新規就農者数の推移(人)	104	86	102	107	165

○県内の集落の約3割は担い手(認定農業者、集落営農組織等)がない「担い手不在地域」となっており、その解消を推進。

○特に、過疎化・高齢化の進行や、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加が大きな問題となっている中山間地域を中心に、集落営農の組織化を推進。

#### 集落営農推進の経過

##### □集落営農とは

集落ぐるみで効率的・計画的な土地利用、機械・施設の共同利用、オペレーターの確保、能力や適性(兼業農家、高齢者、女性等)に応じた農作業の分担、高収益作物の導入等を進め、地域全体の生産の効率化と所得の向上を図るなど、1集落あるいは数集落をひとつの単位として組織された農業の生産体制(任意組織、法人)

□島根県では、集落営農組織を農業の重要な担い手として位置付け、昭和50年代から育成・確保に取り組んできた。

(国においても、「新たな農業・農村活性化計画(H17年)」に、一定の要件を満たす集落営農組織を「効率的かつ安定的な経営体」として位置付け)

産業(農業)の担い手として育成 = 経営発展型集落営農

##### □しかし、

農村人口の減少  
高齢化の一層の進行  
耕作放棄地の増加  
地域コミュニティ活動の停滞

農村地域の活力が低下

□集落営農組織は、農業生産の効率性、経済性だけでなく、農地維持、経済維持、生活維持、人材維持等の機能も持ち、集落の維持・活性化に貢献している。

集落営農組織が本来持っている意義を、経営面だけでなく、地域貢献面を併せて評価し、地域の維持・活性化に貢献する組織を地域貢献型集落営農組織と定義し、その活動を支援。

産業(農業)かつ農村の担い手として育成 = 地域貢献型集落営農(島根県独自)

「地域貢献型集落営農確保・育成事業」 ※1

## 2 施策の目的・目標及び実績

○施策目的: 担い手不在地域の解消と集落営農を核とした農業・農村の維持・活性化

○目標と実績

### ①集落営農の新規設立促進による担い手不在地域の解消

(累計値)

	H19 (現況)	H20		H21		H22		H23
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
担い手不在集落数	1,642	1,575	1,456	1,350	1,275	1,125		900
地域貢献型集落営農数 (新規設立数)	0	25	21	50	47	75		100
地域貢献型集落営農数 (機能強化数)	0	25	17	50	48	75		100

### ②集落営農の機能強化による農業・農村の維持・活性化

<経済活動実績>

- ・経営の多角化(新規作物導入、消費者交流)
- ・労働力の活用(女性の労働力を活用した加工活動)

<非経済活動実績>

- ・集落の環境保全活動
- ・地区内の高齢者支援(輸送サービス)
- ・冬期の雪下ろし部隊結成、伝統文化継承活動
- ・UIターン受入

#### 新たな課題

○集落営農組織のリーダー及びオペレーターの世代交代を図るため、集落内部の人材育成、集落外部からの人材確保が必要。



県・地域担い手育成総合支援協議会(県、市町村、JA等で構成)による人材育成・確保

就農相談、体験・研修の実施  
技術習得研修会の開催  
自営就農計画の策定支援、雇用就農の促進

「UIターン就農者定住定着支援事業(H22年度新規)」の活用 ※2

UIターン新規就農による農村への定住を促進するため、兼業を組み合わせた「農業+α」型の就農支援を実施。

## 3 具体的な事業内容

- (1) 地域貢献型集落営農確保・育成事業 ※1 (別紙1のとおり)
- (2) UIターン就農者定住定着支援事業 ※2 (別紙2のとおり)

## 4 今後の検討課題

- 島根県独自に取り組んでいる地域貢献型集落営農確保・育成の方向性はどうか
- 集落営農組織の人材確保をどのように進めたらよいか

地域貢献型集落営農確保・育成事業(H22年度)

農林水産部農業経営課

1 趣旨

- ① 県内には、農業の担い手が不在の集落が約1,500存在し、放置しておく、急速な農地の荒廃、ひいては集落機能の低下、農村人口の減少につながる。
- ② よって、集落営農の育成、近隣担い手との連携による地域営農のシステムを構築するため、「担い手空白地域解消運動」に取り組む。
- ③ さらに、農地維持を含めて様々な面から農業・農村の維持・活性化に貢献する組織に対しては、本県独自に「地域貢献型集落営農」として評価し、新規設立を支援する。
- ④ また、集落営農組織等が、農村社会維持を目的とした農業外分野への進出や、高齢者等を活用した農村経済を維持するための積極的な取り組み等に対して支援を行う。

■「地域貢献型集落営農」とは、農業生産の維持や農地の維持だけでなく、経済の維持(高齢者の生き甲斐や所得確保等)、生活の維持(地元住民の生活支援や福祉活動、美化・環境保全活動等)、Uターン者を含めた地域の人材の維持などを行う地域公益的な集落営農組織

2 事業概要及び事業費

【全体予算額:37,000千円】

(1) 地域農業再編支援事業 【2,000千円】	担い手空白地域解消運動	地域担い手協議会と連携し、担い手空白地域の解消運動を推進(研修会、調査、啓発資料作成・配布、PR等)	【事業主体】 ○島根県担い手育成総合支援協議会
	人材育成・プロデューサー派遣	○集落営農組織化塾の開催により組織化のノウハウを習得 ○地域営農の仕組みづくりに精通する者を担い手空白地域へ派遣	
(2) 地域貢献型集落営農育成・確保事業 【35,000千円】	新規設立支援 【18,000千円】	地域の農地維持等を目的に、新たに地域貢献型集落営農を設立する地域や組織の支援を行う。 ア 活動計画作成費【補助率1/2以内 助成限度額200千円】 イ 農地一筆マップ作成費【補助率1/2以内】 ウ 集落営農設立支援費【補助率2/3以内】 ・集積面積に応じて集落営農設立支援費を交付 【事業費(単価)】15,000円/10a(助成限度額1,000千円)	【事業主体】 ○集落営農組織の設立に向けて活動を行う組織
	機能強化支援 【17,000千円】	集落営農組織等が、地域内の経済、生活、人材の維持などの地域貢献活動に取り組むに対して支援を行う。 ① <b>経済維持機能強化</b> 【補助率:ソフト1/2以内、ハード1/3以内】 集落営農組織が、高齢者の生き甲斐対策や生活費確保のための野菜の少量多品目生産、和牛放牧などの地域の経済維持活動に取り組む経費を支援 ② <b>生活維持機能強化</b> 【補助率:2/3以内】 集落営農組織が、公共施設管理、運送業、食事宅配サービス、葬祭などの地域住民の生活支援や福祉活動、地元の美化・環境保全活動、伝統文化継承などの地域の生活維持活動に取り組む経費を支援 ③ <b>人材維持機能強化</b> 【補助率:2/3以内】 集落営農組織が、U・Iターン者受入れのための都市住民との交流、グリーンツーリズムなどの地域の人材維持活動に取り組む経費を支援 【※助成限度額各1,000千円】	【事業主体】 ○集落営農組織 ○集落営農組織で構成する団体 ○特定農業法人

# U I ターン就農者定住定着支援事業

農林水産部農業経営課

## 1 目的

農村地域への定住・定着を促進するためには、従来の「自営就農」、「雇用就農」だけでなく兼業収入等を加えた「農業+α」型の就農を誘導する必要がある。

このため、各市町村において「農業+α」の定住モデルを作成し、都会から県内へのU I ターン希望者に対する相談、農業技術習得、就農後のフォロー体制の整備を進めるための支援を行うことにより、就農希望者の農村への定住定着促進を図り、もって、県内農業・農村の担い手を育成・確保する。

## 2 事業内容

(1) 定住モデルの作成と「農業+α実践者」の認定

- ・ 市町村において「農業+α」の定住モデルを作成
- ・ U I ターン希望者による営農計画、生活モデルの作成
- ・ 市町村による審査・認定 → 「農業+α実践者」

(2) 「農業+α実践者」就農前研修経費助成事業

研修費助成 5万円×12か月×10人 (県10/10)

【予算額6,000千円】

(3) 「農業+α実践者」定住定着助成事業

定住経費助成 10万円×12か月×20人 (県1/2、市町村1/2)

【予算額12,000千円】

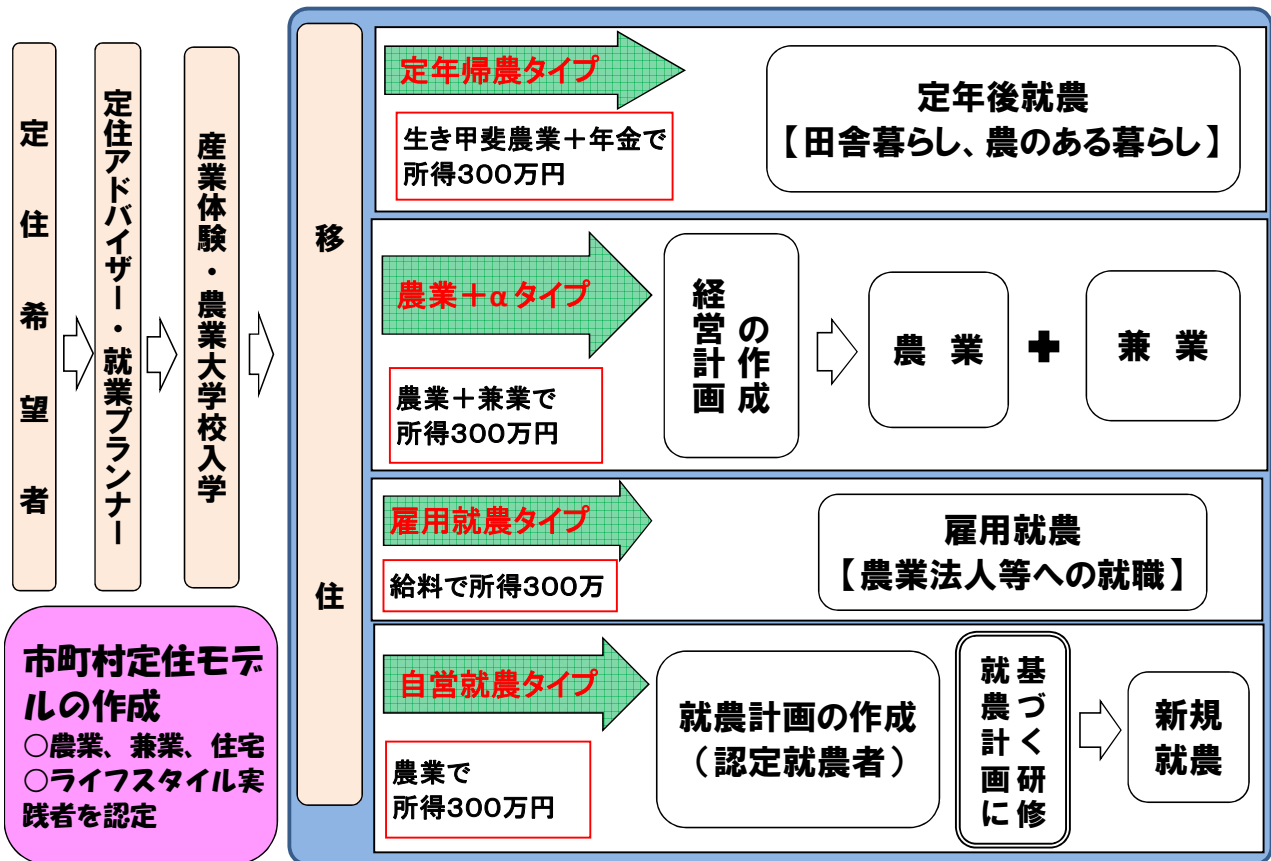
(4) 自営就農研修経費助成事業 (U I ターン認定就農者への研修費助成)

研修費助成 5万円×12か月×10人 (県10/10、H21から継続)

【予算額6,000千円】

## 3 施策体系図

【農村定住までのスキーム】



3 事業実施年度 平成22年度～平成23年度

4 平成22年度当初予算額 24,000千円